**平成２４年（フ）第６４１号**
埼玉県春日部市備後西３丁目９番７号　ヴィラ武里201号
債務者　佐藤　一久
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２４年（フ）第１１２８号**
千葉市花見川区西小中台２番37棟402号
債務者　渡邊　和子（旧姓安藤）
1　決定年月日時　平成24年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第４６６号**
相模原市南区大野台８丁目３番２号
債務者　奥山　雄二
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２４年（フ）第４７１号**
相模原市緑区根小屋2077番地２　ハウス守屋103号
債務者　小林　孝紀
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２４年（フ）第２１４２号**
愛知県春日井市明知町420番地　愛厚明知寮
債務者　志賀　倫美
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３３３号**
愛知県稲沢市矢合町秋葉屋敷3582番地１　ミレニアム国分203
債務者　鳥羽　　敦
1　決定年月日時　平成24年11月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第３５９号**
愛知県一宮市南出町53番地２
債務者　渡邊　利行
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第３６５号**
愛知県犬山市大字犬山字中野22番地１　フォーブル日比野201
債務者　今井　　尚
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２４年（フ）第３３８号**
愛知県岡崎市中島町字新町43番地
債務者　岡安　洋一
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第４１３号**
愛知県豊田市朝日ケ丘１丁目26番地１　プリメーラＭＴ105号
債務者　吉原　啓子（旧姓岩切）
1　決定年月日時　平成24年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２４年（フ）第５３号**
滋賀県長浜市平方町868番地１　エス・バイ・エルマンション長浜718号
債務者　小畑　昌義
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

**平成２４年（フ）第１１６６号**
京都市伏見区石田森南町34番地　醍醐石田団地22―702
債務者　和田亜佑美
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１１７８号**
京都市伏見区深草大亀谷八島町17番地１　エスペランサ藤森Ⅱ―201
債務者　灰塚　美香
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１２３６号**
京都市伏見区納所下野１番地　伏見納所団地10棟404号室
債務者　石地　洋司
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１２５５号**
京都市下京区西七条中野町29番地　グランドパレス西大路七条204
債務者　小山　君枝
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１３９５号**
京都市伏見区竹田中内畑町181番地　コスモハイツ201号
債務者　立石　幸男
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２４年（フ）第１４１０号**
京都市南区東九条西山町21番地１　西山ハイツＢ―１
債務者　山之内　基
1　決定年月日時　平成24年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係